

熊本県公報

第 1 1 3 3 5 号
平成 17 年 11 月 14 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更.....(道路総務課) 1
- " ".....(") 1
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 2
- " ".....(") 2
- " ".....(") 2
- " ".....(") 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(") 3

公 告

- 基本測量の実施.....(監理課) 3

登 載 依 頼

- 第4回熊本県環境影響評価審査会の会議の開催.....(環境影響審査会) 4

告 示

熊本県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年11月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	一勝地神 瀬 線	球磨郡球磨村大字一勝地字宮園 445番地先から 同字 2番6地先まで	前	4.0 ～ 7.1	150.3	迂回路 設置
		球磨郡球磨村大字一勝地字宮園 445番地先から 同字 2番6地先まで	後	4.0 ～ 8.5	150.3	
		球磨郡球磨村大字一勝地字宮園 416番1地先から 同字 2番6地先まで		10.0 ～ 16.2	75.3	

2 区域変更する期日 平成17年11月14日

熊本県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年11月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本港線	熊本市砂原町字池 280番地先から 同字 307番1地先まで	前	42.9 ～ 47.5	54.0	
			後	42.9 ～ 46.9	54.0	

2 区域変更する期日 平成17年11月14日

熊本県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字高瀧 539 の 20
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1300号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字穂楊枝 6053、6054
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1301号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字岩野字椎葉 1900 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1302 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字内ノ口 2021、字中尾 2023 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1303 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町・水俣市・八代市・球磨郡あさぎり町 (以上 4 市町国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
葦北郡芦北町・水俣市・八代市 (以上 3 市町国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県八代市・水俣市 (以上 2 市国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
水俣市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市・水俣市 (以上 2 市国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 844 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成17年11月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量作業）	平成17年11月15日から 平成18年3月6日まで	熊本市、玉名市、植木町、西合志町

登 載 依 頼

熊本県環境影響評価審査会公告第4号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成17年11月14日

熊本県環境影響評価審査会会長 木 田 建 次

- 1 開催日時
平成17年11月21日（月）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2階「ひばり」
- 3 審議内容
「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業」環境影響評価準備書
について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111